

「生活環境」の範囲について

1 環境基本法における「生活環境」の範囲について

環境基本法第2条第3項においては、「公害」とは「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずること」をいうものとされている。

環境基本法の解説によれば、「生活環境」という用語は、様々な法律において用いられているが、法律上の明確な定義が置かれている例はなく、常識的な意味で理解されるものを指すものであって、環境基本法では、そうした意味のほかに、さらに「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境」をも含めた意味で「生活環境」という用語を用いることとしている、とされている。

なお、「人の生活に密接な関係のある動植物」については、食用に供する魚、獲って利益を生む魚というように有用な動植物という程度の意味とされている。また、環境基本法において単に動植物を含むと規定されずに、「人の生活に密接な関係のある」動植物を含むと規定されたのは、人間生活との関係において密接な関係のあるものは、これを保護することが人間生活を保護することになるという意味で、保護の対象とする範囲を明確化しようとしたものである。

また、「その生育環境」については、人の生活に密接な関係のある動植物の生育環境であれば、生育環境そのものは人の生活に密接な関係のあることを要しない。すなわち、人の通常立ち入らないような魚の産卵地域に係る被害も公害となる、とされている。

2 水質環境基準における「生活環境」の範囲内にある水生生物について

環境基本法第16条第1項においては、政府は「水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」(水質環境基準)を定めることとされている。

現行の環境基本法の範囲内で、水生生物の保全の観点から水質環境基準を設定する場合には、これが人の健康の保護に関する基準ではないことから、生活環境の保全に関する環境基準として検討するものである。

この場合、「生活環境」の範囲内にある水生生物が対象である必要がある。

水生生物の中には、駆除の対象となっているような動植物もあり、人にとって有害な生物や人の生活に関係のない生物を含めた全ての水生生物について保全対象とすべきか否かについては議論があると思われるが、環境基本法解説における「生活環境」の考え方にかんがみれば、少なくとも、

食用に供する魚、獲って利益を生む魚

その他人間生活との関係において密接な関係のある水生生物であって、これを保護することが人間生活を保護することになるもの
のような動植物及びその餌生物並びにそれらの生育環境については、環境基本法にいう「生活環境」の範囲内にあるものとして保全の対象とすることが妥当であると考えられる。